

音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (無観客公演関係)

令和2年5月25日策定
一般社団法人コンサートプロモーターズ協会
一般社団法人日本音楽事業者協会
一般社団法人日本音楽制作者連盟

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初から、音楽ライブ・コンサート（以下、「音楽コンサート」といいます。）は、その規模の大小を問わず、他の業種に先がけて自粛を行って参りました。このような早期の自主的な対応は、感染拡大防止のための一助となったことは明らかであり、アーティスト、スタッフ、その他音楽コンサートに関わるすべての方に改めて敬意を表明いたします。

今般の緊急事態宣言延長に伴う今後の対処方針において、感染予防対策を講ずることを前提としつつも、文化施設等の活動再開に向けた検討の動きが示されていることに音楽コンサート再開の光明を見いだしたいところですが、音楽コンサートは他のイベントと異なり、「大きな声を出す」「観客が密集する」「地域をまたぐ移動が発生しやすい」等の要素があるため、引き続き感染拡大を防止し、音楽コンサートに関わる業界の早期自粛の努力を無駄にしないためにも、音楽コンサートの再開には極めて慎重な対応が要請されるところです。

本ガイドラインの位置づけは次項でも述べますが、本ガイドラインは「無観客公演関係」と銘打っているとおり、無観客公演（観客を伴わない音楽コンサート。当該公演を撮影、収録しインターネット等で配信することも含みます。以下、同じ。）を開催する場合に役立てていただくためのガイドラインです。したがって、本ガイドラインは、観客を伴う音楽コンサートを開催するためのガイドラインではありません。

観客を伴う音楽コンサートの開催が困難な現状においては、緊急避難的に無観客公演を開催し、それを配信することで、ライブ・コンサート文化の維持を図っていくほかありません。そのような中で、将来の観客を伴う音楽コンサートの開催に繋げていくのが本ガイドラインの役割であると考えます。

無観客公演を安全に開催できなければ、観客を伴うコンサートを安全に開催することはできません。観客を伴う音楽コンサートが開催できる状況が整った場合には、それに関する新たなガイドラインを提示することを予定していま

す。本ガイドラインが音楽コンサートに関わる多くの方に参照され、無観客公演が安全に開催されることにより、本来の音楽コンサートの開催に繋げていくための一助となれば幸いです。

2. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月21日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」といいます。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「5月4日提言」といいます。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会、一般社団法人日本音楽事業者協会及び一般社団法人日本音楽制作者連盟の会員が行う音楽コンサートの開催における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

本ガイドラインでは、5月4日提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」、「緊急事態の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）及び「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日付事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を踏まえつつ、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日 公益財団法人全国公立文化施設協会）を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定しています。

また、本ガイドラインは、東京慈恵会医科大学感染制御科吉田正樹教授より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成しています。

公演主催者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められます。

本ガイドラインは、前述のとおり、無観客公演の開催における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。将来的

には、観客を伴う音楽コンサートにおけるガイドラインを提示することを視野に入れていますが、現時点においては、まず最小規模の開催条件である無観客公演を開催することを念頭に置いて作成したのが本ガイドラインです。

新型コロナウイルスの感染状況等を注視しつつ、無観客公演に留まらない、よりこれまでに近い形で音楽コンサートを安全に開催することを目指したガイドラインを追加的に提示することが予定されています。

また、本ガイドラインの内容も、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

3. 感染防止のための基本的な考え方

公演主催者は、事務所での事前打ち合わせやスタジオでのリハーサル等の制作過程（以下、「制作過程」といいます。）も含め、当該コンサートの出演者及びその公演に携わるすべてのスタッフ（以下、「公演関係者」といいます。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じなければなりません。また、事務所、スタジオ、公演会場その他の会場（以下、「公演会場等」といいます。）の利用や、公演の企画にあたっては、同様に適切な感染予防対策を講じなければなりません。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることで、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨としています。

出演者を含む公演関係者は、「たった一つのイベントの失策がその後のイベントや他のエンタテインメント産業にまで多大な悪影響を与える」ことを肝に銘じ、職務に当たらなければなりません。また、少しでも体調が悪く感じた場合には、勇気を持って休むことも必要です。同時に、公演主催者は、体調不良者が出た場合に、可能な限りバックアップができる体制を構築しておくことも求められます。

4. 公演関係者に関して講じるべき具体的な対策

① 公演関係者の感染防止策

- ・ 37. 5℃以上の発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、

入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者は、参加してはなりません。

- ・自宅で検温を行うことを義務付け、37.5℃以上の発熱がある場合には直ちに自宅待機とします。
- ・表現上困難な場合を除き、原則としてマスクの着用を求めるとともに、手洗いを徹底します。出演者の出演時等、マスクの着用ができない場合については、「② 公演関係者の身体的距離の確保等」の記載事項を確実に遵守します。
- ・公演関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握し、名簿を作成します。名簿は3週間より長い期間保管することとします。また、公演関係者に対しこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。

② 公演関係者の身体的距離の確保等

- ・公演関係者間で2メートルを目安に（最低1メートル）身体的距離が確保できるよう、スタッフを兼任とする等の工夫を行うことにより、公演関係者の人数は必要最小限に限定します。
- ・また、公演関係者は4平方メートルの中に1人となるような形で他者との身体的距離を確保します。
- ・身体的距離の確保が困難な場合、パーテーション、フェイスシールド等、身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じます。
- ・公演関係者の人数を最小限にすべく、ワークフローの最適化を試みます。
- ・仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努めます。
- ・見学者、公演関係者の家族・知人等の公演の開催に必要不可欠とはいえない者は公演会場等には立ち入らないものとします。
- ・その他、制作過程においても十分な感染防止策を講じます。

③ 食事とケータリング

- ・すべての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布するものとします。また、すべての飲み物は1回分用の容器に入ったボトルや缶で提供するものとします。ビュッフェ形式での提供は行いません。
- ・食事の際は、身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めます。身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらして複数組に分割する、パーテーションを設置する等の形

態で提供を行うものとし、また、真正面の配置は避けるものとし、

- ・ 食事を扱うスタッフは、事前に手洗いや手指消毒を行います。
- ・ 食事中の会話は控えるものとし、

④ ステージにおける感染防止策

- ・ 出演者は、公演中も出演者同士の身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めます。また、身体的な接触は控えます。
- ・ マイクは出演者ごとに用意し、使い回しはしません。マイクの使用の前後には、手洗いや手指消毒を行うとともに、使用した機器の消毒を徹底して行います。
- ・ ステージの周辺は飛沫感染のおそれがあるため、ステージ周辺で作業を行う公演関係者は、作業の前後に手洗いや手指消毒を行うとともに、ステージ機器の消毒を徹底して行います。

⑤ ヘアメイクと衣裳

- ・ 出演者及びヘアメイクスタッフは、ヘアメイクの前後に手洗いや手指消毒を行うものとし、ヘアメイクスタッフ間は2メートルを目安に（最低1メートル）間隔をとるものとし、また、ヘアメイク用具を他の出演者に再利用することは行わないものとし、
- ・ ヘアメイクスタッフは、マスクやフェイスシールドを着用するものとし、
- ・ 衣裳の着脱の前後に、出演者と衣裳スタッフは手洗いや手指消毒を行うものとし、

⑥ 美術と大道具

- ・ 美術と大道具のスタッフは、用具の共有を行いません。

⑦ トイレ

- ・ トイレの蓋をしめて汚物を流すようにします。
- ・ ペーパータオルを使用するか、個人用にタオルを準備します。ハンドドライヤーは使用しません。
- ・ 公演関係者が公演会場等に入る前に、床、便器、ドアノブを消毒します。

⑧ 清掃・ゴミの廃棄

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底します。

- ・作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行います。

⑨ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けなければなりません。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とします。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底します。
- ・速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとします。
- ・発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとし、検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは参加を認めないものとし、

⑩ 周知・広報

- ・感染予防のため、以下について公演関係者に対して周知・広報します。
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
 - 身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めることの徹底

⑪ 保健所との関係

- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

5. 公演会場等の利用に関して講じるべき具体的な対策

- ・スタッフ入口及び楽屋ロビーにアルコール手指消毒剤を設置し、手指消毒を奨励します。
- ・ドアノブ、手すり等の公演関係者が接触する可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行うものとし、
- ・機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限します。
- ・会場施設等の管理者の指導の下、適切な換気を行います。特に、スタジオやライブハウス等の小空間は常時又は頻繁に換気を行わなければなりません。また、ホールやアリーナ以上の規模の会場では、定期的に会場空間の両端の扉や窓を最大限開放した上で、会場の空調設備を利用した換気を行います。会場の換気機能が脆弱な場合、扇風機、サーキュレーター等を利用し換気を行わなければなりません。
- ・楽屋、控室、スタッフルーム等は常時換気を行うものとし、またドアノブ

や椅子等、手が触れる場所は定期的に消毒を行います。

6. 公演の企画に関して講じるべき具体的な対策

- ・ファン等が集まることにより、密な空間が発生するおそれがある場所での収録は行いません。特に、通行人や見物人が集まるおそれがある屋外での収録は行いません。
- ・公演会場等は原則として非公表とし、ファンによる入待ち・出待ち等ファン等が集まる状況が発生しないように努めます。
- ・公演関係者が直接に接しない収録方法（リモートセッション等）を積極的に取り入れるものとします。